

中華人民共和国国土資源部公告  
「2004 年第 18 号  
第二次規格審査通過開発区の公告」

2005 年 1 月 6 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和國国土資源部  
公告  
2004年第18号  
第二次規格審査通過開發区の公告

『厳格な土地管理改革の深化に関する国务院の決定』(国発[2004]28号)、『国务院弁公庁の各級開發区の整理整頓と建設用地の管理強化に関する通知』(国弁発[2003]70号)及び国家發展改革委員会、国土資源部、建設部、商務部の『各級開發区の整理整頓に関する具体的基準と政策分界に関する通知』(発改外資[2003]2343号)に基づき、国土資源部は国家發展改革委員会、建設部、商務部と共同で、土地利用総体規格及び都市総体規格(以下「2つの規格」と略す。)に照らし、各省(自治区、直轄市)に対し、整理整頓を経て上級機関に報告・保留となっていた開發区の資料及び図面等の審査する。第二次批准分として、天津輸出加工区など43箇所の国家級經濟技術開發区は整理整頓の要求に合致し、審査を完了し、正常な建設用地の提供が可能になったことをここに公告する。

本公告中の一部の開發区で、法律に照らし批准した範囲が“2つの規格”に合致しない場合は、法に従って“2つの規格”を調整し、法定手順に従って審査手続きを行う。法に照らした拡大批准を得ていない場合、“2つの規格”に符合することを前提のもと、拡大需要が確実であれば、関係規定に照らして国务院に報告、審査する。“2つの規格”に符合しない部分については、一律に審査、削減する。

附件:第二次規格審査通過開發区リスト

2004年12月28日

(注)第一次分は中華人民共和國国土資源部のウェブサイトをご覧ください。